

## ヘッジ会計の導入

# 期をまたがって損益を通算

## 法人税制とも整合性

編集部

商品先物取引は金融商品会計においてデリバティブ（金融派生商品）の1つとして認められています。また、金融商品会計は法人税法とある程度整合性がとれています。そこで、会計上、税務上からも商品先物取引をヘッジに利用する際の利便性は高まってきました。

## 目的は本業の安定

通常、企業が商品先物取引を利用する場合、2つの目的があります。1つは余裕資金を利用して利益を上げようというもの。もう1つはリスクヘッジ（保険つなぎ）を目的に利用しようというものです。

企業はリスクヘッジをすることにより、原料などの価格に変動があっても本業の収益に影響が出ないようにすることができます。これは、本業の損益と商品先物取引での損益とを相殺できるからです。

しかし、もし、本業で損を出したにもかかわらず、先物取引で得た利益だけに課税されたら元も子もなくなります。でも、安心してください。そのようなことにならないよう、制度が整備されています。これをヘッジ会計といいます。

## 現物と通算して会計処理

ヘッジ会計とは、1999（平成11）年1月に

企業会計審議会が出した「金融商品に係る会計基準」と2000（平成12）年1月に日本公認会計士協会が公表した「金融商品会計に関する実務指針」に則ったものです。

これを商品先物取引に当てはめてみますと、その眼目は「商品先物取引をヘッジ目的に行った場合は現物と通算して考え、期をまたがって損得を処理できる」というものです。

例えば、大豆を取り扱っているある3月決算の企業が、2003年10月時点で1億円の大豆在庫を持っており、買い手が見つかるまでの間の価格変動リスクを回避するために、商品先物取引で1億円売ったところ、先物価格が下がり、翌年の3月末に、帳簿上1,000万円の利益が出ていたとします。

時価会計の導入前は、この利益は帳簿上ではまだ利益とはみなされていませんでした。しかし、時価会計の導入後は、決算日において決済されていない先物取引については、決済されたものとみなして税金の計算が行われるのが原則となりました。

そこで、もし、ヘッジ会計が適用されなければ、この1,000万円は益金に算入されることになってしまいます。しかし、ヘッジ会計が適用されることにより、このようなことは起きません。

大豆の価格はさらに下がり、2004年5月に大豆の買い手が見つかって在庫が売れて700万円の損失が出たとします。しかし、先物価

格も下がっていますので、先物を決済して1,200万円の利益が出たとしますと、

$$1,200\text{万円} - 700\text{万円} = 500\text{万円}$$

(先物の利益) (現物の損失) (実際の利益)

となり、この実際の利益500万円に、2005年3月期に税金がかかってくるという仕組みです。

## リスク管理活動を適切に開示

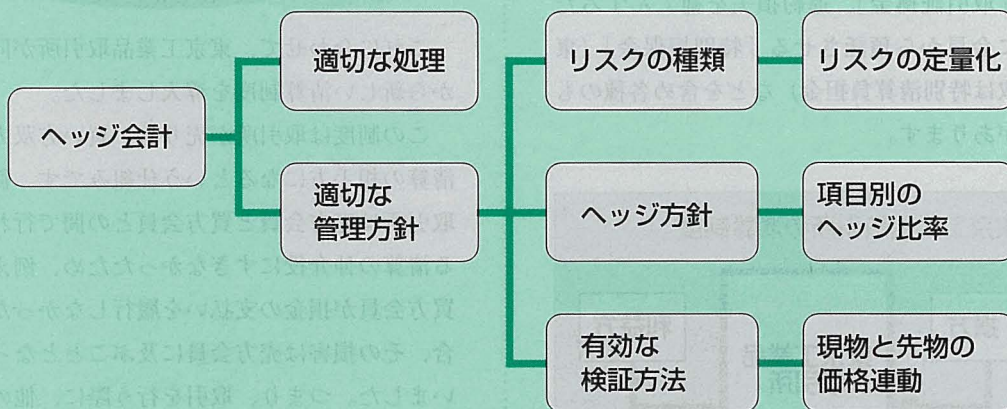
時価会計では前述のように、決済されていない先物契約の損益のみが先に計上されてしまい、ヘッジを目的とした取引の実態が適切に反映されないことになってしまいます。ヘッジ会計とはこのような計上時期のズレを一致させるものなのです。これにより、ヘッジを目的とした商品先物取引は税務上の恩恵が受けられ、企業は、商品先物取引をヘッジの手段として利用しやすくなったのです。

そして、ヘッジ会計の導入で、財務諸表読者にリスク管理活動を適切に開示することができるようになり、ヘッジを利用している企業の信用も高まることになりました。

## 利用には一定の手順が必要

ただ、利益を目的とした売買をしているにもかかわらず、「ヘッジが目的」といって利益隠しを図る企業がないとも限りません。そこで、ヘッジ会計の適用条件として①ヘッジ取引が企業のリスク管理方針によるものとして客観的に認められること②リスク管理のための明確な内部規定や組織が存在し、それに則って処理されていること——という2つを満たす必要があります。また、「リスクの種類」「ヘッジ方針」「ヘッジ手段の有効性についての検証方法」などをきちんとさせる必要があります。

### ヘッジ会計利用の条件



### 法人税上の扱い

